

## 第3回茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会

### 議事要旨

1. 日時：平成27年12月25日（金）13：30～16：00

2. 場所：ホテル テラス ザ ガーデン 水戸 4F シルバースクリーン

#### 3. 議事

(1) 第2回検討委員会について

(2) 意見募集（パブリックコメント）の結果について

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について

(3-1) 改訂原案の主な修正点について（4章を除く）

(3-2) 改訂原案の主な修正点について（4章）

(4) 今後の予定

#### 4. 議事要旨

(1) 第2回検討委員会について

(意見なし)

(2) 意見募集（パブリックコメント）の結果について

- 意見は原文のとおりしておくべき。
- 鯨類の漂着については、海岸管理者以外にも実際に救出や通報にかかわっている人がいることと処理の実際について記載しておくべき。
- 委員や海岸管理者の考えていることがうまく伝わるような機会があったらいい。

(3) 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について

(3-1) 改訂原案の主な修正点について（4章を除く）

【1章、2章について】

- 高度成長期以降に整備した施設が老朽化するとあるが、それ以前に整備された施設も

ある。

- 文章や文言、添付する写真等については、事実関係や掲載する意図が的確に伝わるように表現を精査すべき。
- 海岸域では様々な事業が行なわれており、関係する事業間で計画の不整合が生じるなどの弊害が生じる場合があるとあるが、決してマイナスな点ばかりではない。
- 環境や文化について市町村や関係する専門の方から情報収集した結果は今後非常に役立つと思う。特に、祭りや文化、レジャーについては、関係する機関、団体のリストアップについても、アップデートしていくとよい。
- 公表する際に、環境や文化に関する身近な話題も加筆したということも、アピールするとよい。

### 【3章、5章について】

- 津波防災の概念図については、図の説明が必要である。
- 予防保全の観点から適切な砂浜幅や地盤高の確保に努めるとあるが、実現性は担保されているのか。
- 利便施設の整備や維持管理については、県と市町村との役割分担を明記すべき。
- 「海岸、沿岸、海岸域、海岸部」、「あるべき茨城沿岸の姿、あるべき海岸の姿」などの言葉づかいが混同しているので、整理して修正すべき。
- 「砂浜の海岸保全施設としての指定」というところで、大きい粒径は安定すると書かれているが、二枚貝は粒径の影響を受けたりする。表現を工夫するとよい。
- 「鯨類の座礁対処」は、「鯨類の漂着座礁対策」などとするとよい。
- 利用に関して、よくトイレやゴミが話題になるが、そもそもサーフィンができるような波のたつ海浜の状況を、沖合いから汀線にかけて維持していくことが重要である。水産生物についても同様であり、それらが生息・生育できる海浜の状況を維持していくことが重要である。
- 今まで茨城県でやってきたチョウセンハマグリと海岸保全との共生や海岸保全におけるサーフィン利用への配慮に関する会議を、海岸法に新たに位置づけられた協議会として運営していくよう書き込めるとよい。
- 海岸法に新たに位置づけられた協議会の設置や海岸協力団体の指定は、行政担当者がかかわってもその地域で活動されている方の中にいろいろな経験とか情報が蓄積され

ていくということであり、検討していくとよい。

- 「サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上」については、文章においても、利便性と快適性の向上の別をきちんと書き分けるべき。
- 海岸文化とか、海岸で培われた文化という表現はあると思うが、海岸の文化的な利用という表現に違和感がある。
- 鹿島灘では、ヘッドランドを整備したが、侵食がとまらない。離岸流が発生し、ヘッドランドの周りは場所によっては砂も増えているところもあるが、やはり侵食が激しい。ほんとうに、砂浜が欲しい。

#### (3-2) 改訂原案の主な修正点について(4章)

- 「県や市町村の総合計画の位置付けなどを勘案し、総合的な優先度を踏まえ、適切に整備を進めていく」という文章の、「総合的」という言葉の使い方が練られていない。
- 「取組の方向の区分」のところで、バラ色のことを書いているが、砂浜やなくなった海水浴場を元に戻すなどということは、到底できないのではないか。
- 「取組の方向の区分」の設定については、区分の根拠を整理するとよい。
- 防護、環境、利用で分けて目標を立てるよりも、むしろチョウセンハマグリが安定して取れて、サーフィンができるような砂浜を海底も含めてトータルに海岸に戻していく。そして、利用や産業も維持していく。そういう総合施策としてのあり方を記載できるとよい。
- 海岸の状況は、東日本大震災の地震や津波の影響を受けて変わっている。海岸毎の記載は、個別の状況変化を踏まえるべき。
- 海岸の特性の表中の海岸性状については、それが海岸の現状を示すのか、もともとの地形を示すのか、もう少し説明があるとよい。
- 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項の表については、その海岸の典型的な現地写真をいれたら、その海岸の状況が伝わる。
- 国道6号のバイパスは、海岸線より海側にあるため消波ブロック等が設置されているが、それらはこの計画ではどのような位置づけになるか。
- 道路事業による海岸部の整備の位置づけについてもこの計画に記載しておいたほうがよいのではないか。

- 道路事業による海岸部の整備についても、海岸の環境や利用について十分配慮がなされるよう協議する旨を記載するとよい。

(4) 今後の予定

- 今後、市町村や関係機関、国と最終調整する。
- 会議としては、今回は最後となるが、委員の方々におきましては、メール、資料の郵送などで、最終版に向けての情報提供をさせていただき意見を伺う。
- 最終的なとりまとめについては委員長へ一任とする。
- 公表については、県報をはじめ県のウェブサイトへの掲載、更に、一般向けとして概要版（パンフレット）の作成を予定している。

以上